

○平成六年郵政省告示第五百四十四号（ナブテックス受信機の技術的条件を定める等の件）の一部を改正する件の新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 F-B電波五一八kHzを受信するナブテックス受信機</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 印字機能を有する場合の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 二〇万字以上の印字が可能な用紙を装着できるものであること。 2 通報の印字完了又は中断後は、自動復帰改行が行われること。 3 用紙切れの場合は、受信した通報の印字が中断されるとともに、当該通報のIDは記憶されないこと。また、新たな用紙が装着されるまでは、新たな通報のIDが記憶されないこと。 4 用紙切れ又は用紙切れが近づいたことを示す警報機能を有すること。 	<p>第一 F-B電波五一八kHzを受信するナブテックス受信機</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 印字機能を有する場合の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同上 2 同上 3 同上 4 同上 <p>四 印字機能を有しない場合、印字装置への出力端子を有し、かつ、次のいずれかを選択して出力し、印字できること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受信したすべての通報 2 記憶されているすべての通報 3 指定した受信周波数、位置又は送信者からのすべての通報 4 表示されているすべての通報 5 表示されている通報の中から選ばれた任意の通報

四 映像面へ表示する機能を有する場合の条件

- 1 一六行の通報を表示できること。
- 2 通報を受信した場合、直ちに通知が表示されること。この場合において、当該受信が確認されるまでの間又は当該受信後二四時間後までの間当該通知が表示されること。
- 3 通報の表示完了後は、自動復帰改行又は通報の表示完了を示す表示がされること。

4 印字装置への出力端子を有し、かつ、次に掲げる通報をそれぞれ選択して出力することができること。

- (一) 受信したすべての通報
- (二) 記憶されているすべての通報
- (三) 指定した受信周波数、位置又は送信者からのすべての通報
- (四) 表示されているすべての通報
- (五) 表示されている通報の中から選ばれた任意の通報

第二 F-B電波四二四kHzのみを受信するナブテックス受信機

一 一般的条件

- 1 設備規則第四十条の九第一項第二号及び第三号並びに平成六年郵政省告示第五百四十三号（ナブテックス送信装置の技術的条件を定める件）第二項各号の規定に適合するナブテックス通信を受信し、その受信した情報の印字又は映像面への表示ができること。

2 (略)

二 受信及び印字又は表示機能の一般的条件

1～3 (略)

五 映像面へ表示する機能を有する場合の条件

- 1 同上
- 2 同上
- 3 同上

第二 F-B電波四二四kHzのみを受信するナブテックス受信機

一 一般的条件

- 1 設備規則第四十条の九第一項第二号及び第三号並びに平成六年十月七日郵政省告示第五百四十三号（ナブテックス送信装置の技術的条件を定める件）第二項第一号から第五号の規定に適合するナブテックス通信を受信し、印字できること。

2 (略)

二 受信・印字機能の条件

1～3 (略)

4 通報の番号符号（M2ごとに付される三けたの数字をいう。）が「〇〇〇」のものは、常に受信のたびに印字又は映像面への表示がされること。

5・6 (略)

7| 記憶されているIDのM1にかかわらずM2M3M4M5が同一のメッセージIDを受信しても印字又は映像面へ表示しない機能を有すること。

8| 受信した通報の文字誤り率が一定の値を超えた場合、受信を中断する機能を有すること。

9| 受信を中断する文字誤り率を任意の値に設定できるもの場合、その設定範囲は、四パーセント以上三三パーセント以内であること。

4 通報の番号符号（M2ごとに付される三けたの数字をいう。）が「〇〇〇」のものは、常に受信のたびに印字されること。

5・6 (略)

7| IDは、通報の受信から六〇時間後まで記憶され、かつ、七十二時間後までに記憶から消去されること。

8| 記憶されているIDと同じIDの通報は、受信しても印字しない機能を有すること。

9| 記憶されているIDのM1にかかわらずM2M3M4M5が同一のメッセージIDを受信しても印字しない機能を有すること。

10| 用紙切れの場合は、受信した通報の印字が中断されるとともに、当該通報のIDは記憶されないこと。また、用紙が装着されるまでは、新たな通報のIDが記憶されないこと。

11| 受信した通報の文字に誤りが検出された場合は、当該文字の代わりに「*」が印字されること。

12| 受信した通報の文字誤り率が一定の値を超えた場合、受信を中断する機能を有すること。

13| 受信を中断する文字誤り率を任意の値に設定できるもの場合、その設定範囲は、四パーセントから三三パーセント以内であること。

14| 通報の印字完了又は中断後は、自動的に復帰改行が行われること。

15| 印字する文字の大きさは、一〇ポイント相当以上（一六

10| 一行当たり一六字以上で一〇行以上又は一行当たり一〇字以上で十六行以上の文字を印字又は映像面へ表示できること。

11| 第一の二の7、8及び10の条件に適合すること。

三| 印字機能を有する場合の条件

1| 一〇万字以上の印字が可能な用紙を装着することができるものであること。

2| 第一の三の2から4までの条件に適合すること。

四| 映像面へ表示する機能を有する場合の条件

1| 二五〇字で一九〇以上の通報が記憶され、かつ、人為的な消去ができないこと。また、記憶容量を超える場合は、最新のものが優先して記憶されること。

2| 印字装置への出力端子を有し、かつ、第一の四の4の(一)から(五)まで(三を除く。)に掲げる通報をそれぞれ選択して出力できること。

3| 第一の二の11並びに四の2及び3の条件に適合すること。

ドット縦倍角以上)であること。

16| 一行あたり三〇字以上印字できること。

17| 一〇万字以上の印字が可能な用紙を装着できるものであること。

18| 用紙の終了又は終了は近づいたことを示す警報機能を有すること。